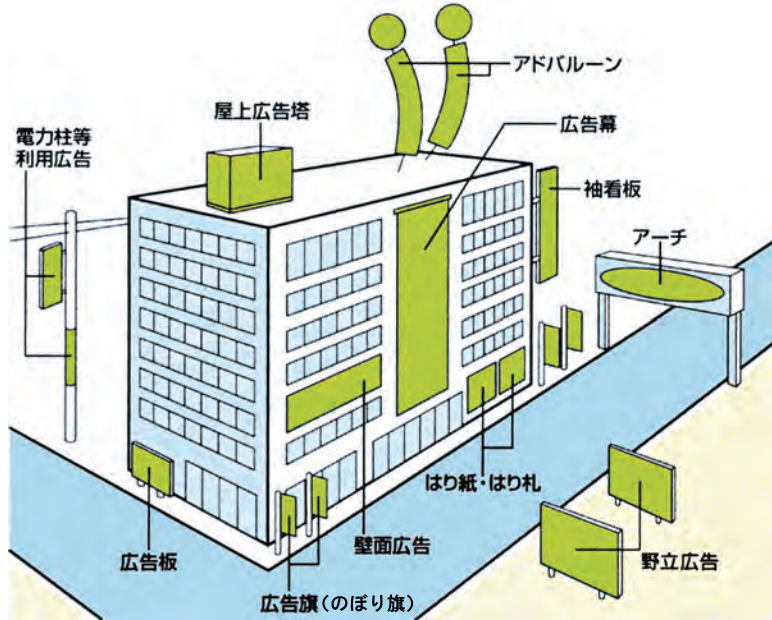


● 屋外広告物とは？

みなさんの身のまわりにある、ポスターや看板など、屋外に表示されているものがいわゆる屋外広告物です。常時又は一定期間継続して、公衆に表示されるものであれば、営利目的でなくても屋外広告物になります。ですから、みなさんの家の表札も屋外広告物になります。

● 屋外広告物の種類



● 屋外広告物を掲出するには許可が必要です。

自家用広告物

自己の営業所や店舗の敷地内に掲出する自己の広告物



同じ敷地内に掲出したすべての広告物の表示面積の合計が、15㎡を超えるときは許可申請が必要となります。

自家用外広告物

自己の営業所や店舗の敷地以外に掲出する広告物
主に野立広告物が該当



自家用外広告は、表示面積に関わらず、許可申請が必要となります。

該当しないもの
屋外広告物に



街頭で配られているビラ
音響の広告
窓の内側から外に向けて表示された広告物



● 地域特性に応じた規制基準があります。

第1種許可地域

掲出イメージ

【敷地内独立広告物】

広告板: 10㎡以内/面
合計 20㎡以内/基
広告塔: 10㎡以内/面
合計 40㎡以内/基

【屋上広告物】

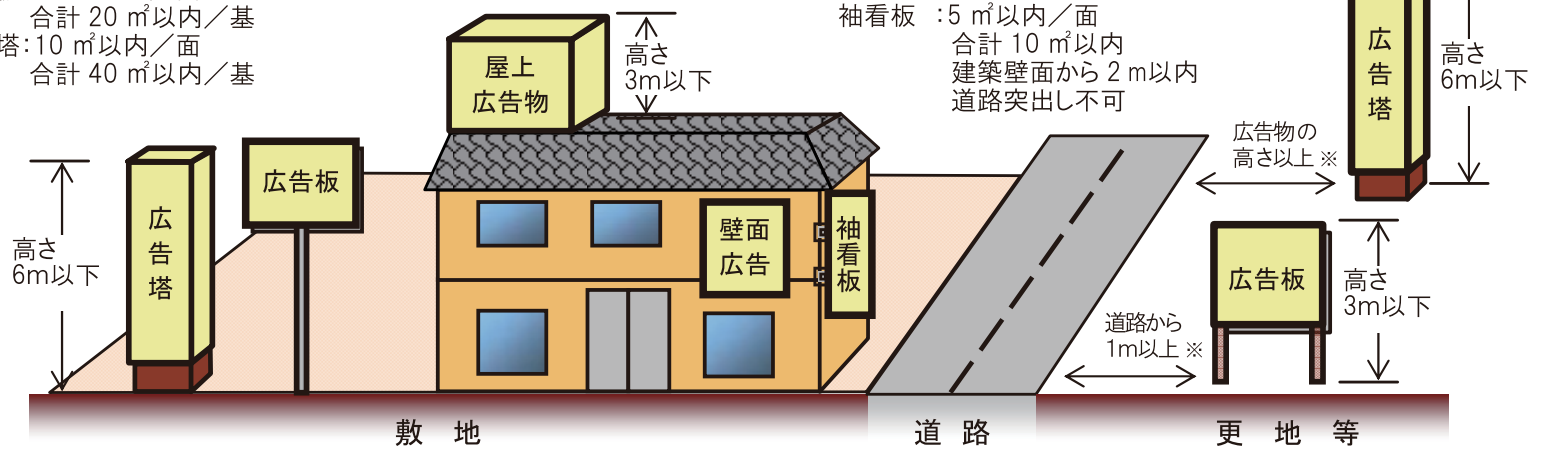
広告板: 20㎡以内/面、合計 40㎡以内/基
広告塔: 20㎡以内/面、合計 80㎡以内/基
建築物の高さの 1/3 以下
建築物の外壁の垂直面を超えないこと。

【壁面利用広告物】

壁面広告: 20㎡以内
1壁面 1/3 以内
窓、開口部をふさがないこと。
袖看板: 5㎡以内/面
合計 10㎡以内
建築壁面から 2m 以内
道路突出し不可

【野立広告物】

広告板: 合計 10㎡以内/基
広告塔: 10㎡以内/面
合計 40㎡以内/基



- ・発光、蛍光もしくは反射し交通安全の妨げとなるもの及び点滅照明、映像装置等の使用禁止
- ・表示面の地色（文字以外の部分）に高彩度の色彩は使用しない。(別途色彩制限を参照)

【野立広告物】

広告物相互間距離※
道路沿線: 30m以上
鉄道沿線: 100m以上
※家屋連続地域は除きます。

沿道型許可地域

掲出イメージ

【敷地内独立広告物】

広告板: 20㎡以内/面
合計 40㎡以内/基
広告塔: 20㎡以内/面
合計 80㎡以内/基

【屋上広告物】

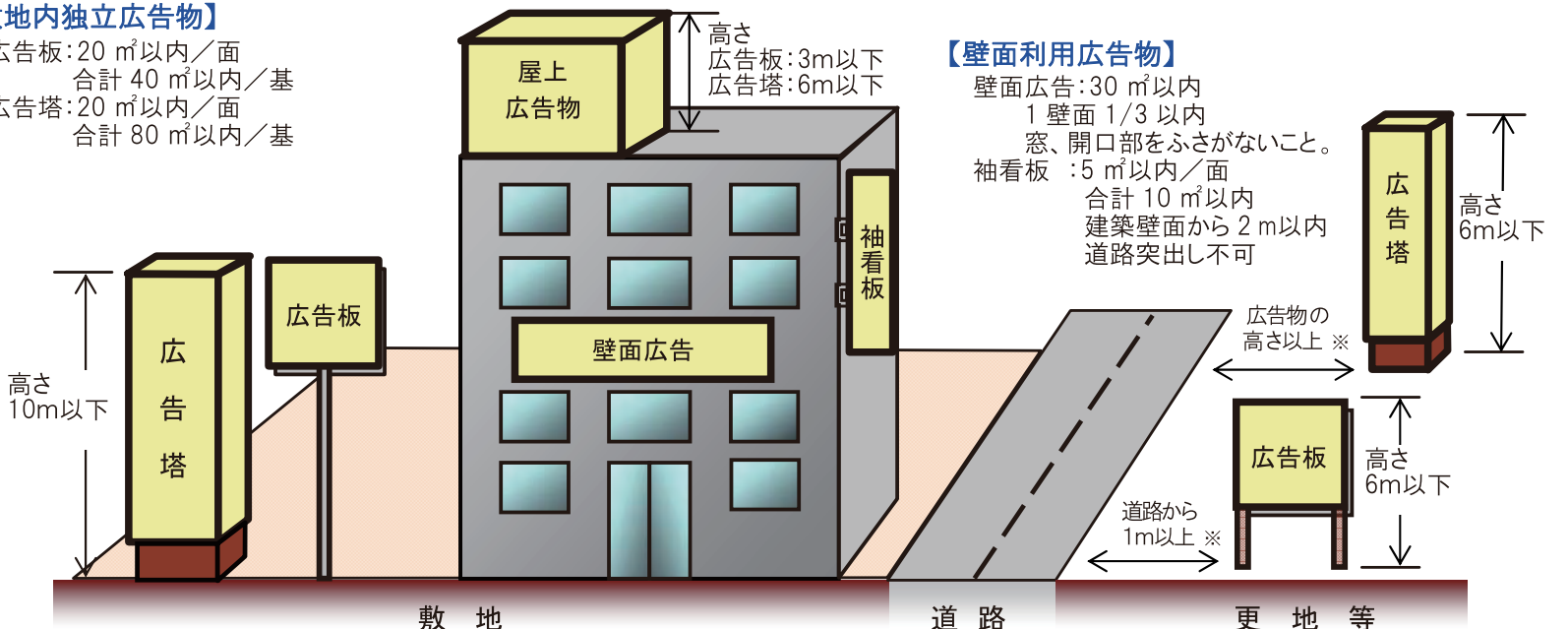
広告板: 30㎡以内/面、合計 60㎡以内/基
広告塔: 30㎡以内/面、合計 120㎡以内/基
建築物の高さの 1/3 以下、建築物の外壁の垂直面を超えないこと。

【壁面利用広告物】

壁面広告: 30㎡以内
1壁面 1/3 以内
窓、開口部をふさがないこと。
袖看板: 5㎡以内/面
合計 10㎡以内
建築壁面から 2m 以内
道路突出し不可

【野立広告物】

広告板: 合計 20㎡以内/基
広告塔: 20㎡以内/面
合計 80㎡以内/基



- ・発光、蛍光もしくは反射し交通安全の妨げとなるもの及び点滅照明、映像装置等の使用禁止
- ・表示面の地色（文字以外の部分）に高彩度の色彩は使用しない。(別途色彩制限を参照)

【野立広告物】

広告物相互間距離※
道路沿線: 30m以上
鉄道沿線: 100m以上
※家屋連続地域は除きます。